



平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 日本信号株式会社
代表者名 代表取締役社長 降旗 洋平
(コード番号:6741 東証第一部)
問合せ先 総務部長 成田 泰英
(TEL 代表 03-3217-7200)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 25 日開催予定の当社第 131 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業拡大及びガバナンス体制の強化を図るため、取締役の員数の上限を 7 名以内から 9 名以内に変更するものであります。
- (2) 経営体制の強化・充実を図るため、役付取締役として副会長職及び副社長職を新設するものであります。
- (3) 社外取締役及び社外監査役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 27 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 36 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第 27 条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| (取締役の定員) 第19条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。 第20条及び第21条 (条文省略) (代表取締役、役付取締役) 第22条 (条文省略) 2 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長を定めることができる。 第23条～第26条 (条文省略) (新設) | (取締役の定員) 第19条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。 第20条及び第21条 (現行どおり) (代表取締役、役付取締役) 第22条 (現行どおり) 2 取締役会は、その決議により取締役会長、 <u>取締役副会長、取締役社長及び取締役副社長</u> を定めることができる。 第23条～第26条 (現行どおり) <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第27条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |

| | |
|-----------------------------|--|
| 第27条～第34条 (条文省略) (新設) | 第28条～第35条 (現行どおり) (社外監査役との責任限定契約) |
| | 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |
| 第35条～第39条 (条文省略) | 第37条～第41条 (現行どおり) |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 25 日 (予定)

以 上